

休眠預金活用事業に関する株式会社コエルワ取締役の職務権限規程

外部参照 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、株式会社コエルワ（以下「この法人」という。）の定款第4章の規定に基づき、取締役の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 取締役は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 取締役の職務権限

(理事)

第3条 取締役は、取締役会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表取締役)

第4条 代表取締役の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表取締役としてこの法人を代表し、その業務を統括する。
- (2) 取締役会を招集する。
- (3) 毎事業年度に自己の職務の執行の状況を取締役会に報告する。

(取締役)

第5条 取締役の職務権限は、法令、この法人の定款及に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表取締役を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表取締役に事故があるとき又は代表取締役が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 毎事業年度に、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、取締役会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則

この規程は、2024年4月1日から施行する。(2024年4月1日取締役会決議)